

水産庁長官が別に定める漁業用燃油価格差補填金の単価に上乗せする額について
(令和8年1～3月期分)

8 水 漁 第 6 1 号
令 和 8 年 4 月 8 日
水 産 庁 長 官 通 知

「漁業経営セーフティネット構築事業の運用について」(平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知) 第1の6の(2)の②の水産庁長官が別に定める額は、下記のとおりとする。

記

漁業用燃油価格差補填金の単価に上乗せする額 (令和8年1～3月期分) 4,370円/キロリットル